

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第12号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (受給者証の再交付の申請)<br>第3条の10 省令第18条の6第10項の申請は、受給者証再交付申請書によるものとする。   | (受給者証の再交付の申請)<br>第3条の10 省令第18条の6第7項の申請は、受給者証再交付申請書によるものとする。   |
| (肢体不自由児通所医療費の支給)<br>第3条の21 市長は、第3条の3第1項の支給決定に係る障害児が医療型児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、 <u>法第21条の5の29</u> 第1項の規定に基づき、省令第18条の42の規定により肢体不自由児通所医療費を支給する。 | (肢体不自由児通所医療費の支給)<br>第3条の21 市長は、第3条の3第1項の支給決定に係る障害児が医療型児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、 <u>法第21の5の28</u> 第1項の規定に基づき、省令第18条の42の規定により肢体不自由児通所医療費を支給する。 |

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の10の改正規定は、公布の日から施行する。